

町営住宅・特公賃住宅の入居希望者募集

平成26年度分の町営住宅入居希望者を次により募集します。(平成26年度中有効)

空き家の状況

現在、静狩団地(2DK)4戸、双葉団地(3DK)1戸、国縫団地(2DK)1戸、南部団地(3DK)1戸、中部団地(3LDK)1戸の計8戸が空き家となっております。

その他の団地は、空き待ちの公募となります。

一般町営住宅

応募資格

- ①申込者と同居しようとする方の合計所得から控除額を引き、12か月で除した額が15万8千円以下の世帯。ただし、障がいのある方や60歳以上の方、就学前の子供がいる方は、21万4千円以下です。
- ②現に住宅に困窮している方。
- ③単身者の応募は、2DKか1LDKの住宅となります。
- ④暴力団員でない方。
- ⑤市町村税を滞納していない方。
- ⑥現在および過去とも、町営住宅使用料(家賃)を滞納していない方。

申込方法

入居申込書に、入居希望者全員の住民票(本籍記載のもの)と前年の源泉徴収票(または所得証明書)および市町村税に滞納がない証明書(または納税証明書)を添えて提出してください。

はまなすシルバーハウジング(高齢者向世話付住宅)

応募資格

一般町営住宅の応募資格に加え、日常生活が自分ででき、自炊等が可能な方で、次の要件を満たす世帯。

◎世帯構成および年齢要件

- ①年齢60歳以上の単身世帯。
 - ②年齢60歳以上の夫婦世帯。(いずれかが60歳以上であれば可)
 - ③年齢60歳以上のみからなる世帯。
 - ④障がい者のみからなる世帯および障がい者と60歳以上からなる世帯(障がい者は、年齢制限がありません。ただし、60歳以上が優先となります。)
 - ⑤暴力団員でない方。
 - ⑥市町村税を滞納していない方。
 - ⑦現在および過去とも、町営住宅使用料(家賃)を滞納していない方。
- ※家賃のほかに生活援助員配置費用として、入居者の収入に応じて費用がかかります。

申込方法

一般町営住宅と同様の書類に加え、「住宅困窮状況申立書」と「世帯の状況・自活状況申立書」が必要です。

特定公共賃貸住宅

応募資格

所得月額が15万8千円以上48万7千円以下の世帯(町営住宅の収入基準を超える世帯が該当します)。

基準に達していない所得の方で、今後所得の上昇が見込まれ、将来基準を超えると判断される場合は、申し込むことができます。

また、暴力団員および市町村税に滞納がある方は入居することができません。

申込方法

一般町営住宅と同じ。

選考方法

一般町営住宅・はまなすシルバーハウジング

住宅に困窮する実情を調査し、基準に照らし困窮度合いの高い方より入居を決定します。

特定公共賃貸住宅

申込件数が2件以上ある場合は、抽選により待機順番を決定し、26年度中に空きが出た時に入居決定することになります。

応募期限

4月21日(月)まで 入居申込用紙等は、建設課建築住宅公園グループ(2階)に用意しています。

その他

家賃は所得により計算され決定し、入居時には敷金として家賃の2か月分を納めなければなりません。また、連帯保証人(収入のある方)1名が必要となります。

お申し込み先・お問い合わせ先

建設課建築住宅公園グループ(☎2-2456)

年間所得の 基準 (給与収入の場合)

- ①単身者
→ 2,968,000円未満
(所得: 1,894,800円)
- ②2人世帯
→ 3,512,000円未満
(所得: 2,275,600円)
- ③3人世帯
→ 3,996,000円未満
(所得: 2,653,600円)
- ④4人世帯
→ 4,472,000円未満
(所得: 3,034,400円)